

岩手県告示第150号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第549号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市羽場、下飯岡、永井及び紫波郡矢巾町大字赤林
- 2 実施した期間 令和5年10月30日から同年12月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 用地測量